

# 自助年金制度

(拠出型企業年金保険)

加入・増口のおすすめ

拠出型企業年金保険は、自助努力による老後保障資金の準備を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・【加入勸奨資料】の内容をご確認いただき、給付事由・給付(予想)額・掛金等の内容がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申ください。



## <制度の特色>

この制度は、会員のみなさんの福祉の増進のために設けられたもので、老後の生活資金等を平準化して積立ができます。

月々1,000円から積み立てができます。

月払に加えて、半年払もご利用になれます。

60歳未満でご加入なされると、団体事務費を除く掛金は個人年金保険料控除の対象となります。

お問い合わせ先

一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会  
住所 〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良 2-2-1  
電話番号：058-201-1592

## <事務取扱い>

### 新規加入・口数変更申込手続

新規加入は毎月、口数変更は毎年4月・10月に受け付けます。  
所定の申込書を共済会へ提出下さい。(書類は共済会へご請求下さい。)

### 掛金払込方法

掛金は毎月の給与からの天引きとなります。  
なお、掛金が2ヶ月連続して払込まれない場合は、脱退の取扱いとなります。

### 給付金請求手続

脱退により給付金の請求を行う場合には、所定の請求書を共済会へ提出下さい。(請求書は共済会へご請求下さい。)  
なお、給付金は保険会社より本人指定の口座へ直接支払われます。

## <税務取扱い>

- 掛金(団体事務費は除く)は個人年金保険料控除の対象となります。ただし、加入時の年齢が満60歳以上の場合は一般生命保険料控除の対象となります。  
(所得税法第76条、地方税法第314条の2)
  - 一時金は一時所得の対象となりますが、50万円の特別控除があります。  
(所得税法第34条、同法施行令第183条)  
課税対象額=(一時金-掛金累計-50万円)×1/2
  - 年金は雑所得となります。(所得税法第35条、同法施行令第183条)  
課税対象額=その年の年金受取額-(年金額×払込掛金累計÷年金受取見込総額)
  - 遺族一時金は相続税の対象となります。(相続税法第3条、12条)
- ※上記税務取扱は2021年2月1日現在のものです。法令改正等により、将来的に変更されることがあります。個別取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## <制度の運営>

この制度は一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会が下記の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。  
下記の引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの引受割合(2021年2月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。(給付の負担割合は引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。)

【引受保険会社】	(引受割合)
ジブラルタ生命保険株式会社	(5%・事務幹事)
富国生命保険相互会社	(95%)

## <生命保険契約者保護機構>

引受保険会社の業務又は財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が委託割合の範囲において削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせ下さい。

## <個人情報に関するお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、団体は加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)を取扱い、団体が保険契約を締結する上記生命保険会社へ提供します。団体は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために利用し、これらの目的のほかに利用することはありません。(1)各種保険契約の引受・継続・維持管理、一時金・年金等の支払(2)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理(3)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実(4)その他保険に関連・付随する業務 また、本目的の範囲内で団体および引受保険会社に提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

## < 制度内容 >

### 加入資格

次の方が申込できます。なお、継続加入は年齢満 70 歳までとなります。

☆一般財団法人岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会の会員で現在健康に勤務されている方

☆年齢満 18 歳以上満 70 歳未満の方

### 追加加入日／加入口数変更日

☆新規加入手続きは、毎月 20 日までの申込について、翌月給与より控除開始します。加入後の口数変更(増減)手続きは、4 月・10 月給与からの変更となり、それぞれ 3 月 20 日と 9 月 20 日が受け付け期限となります。(保険契約上の加入日・変更日は給与控除月の翌月 1 日付となります)

なお、半年払は申込後の 1 月 1 日付又は 7 月 1 日付での加入取扱となります。

☆加入口数の減少は次の事由の場合に取扱えます。

- ・災害
- ・疾病、障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)
- ・住宅の取得
- ・教育(親族の教育を含む)
- ・結婚(親族の結婚を含む)
- ・債務の弁済
- ・その他掛金の拠出に支障がある場合

※払込の全部を中止することはできません。最低月払 1 口は払込を継続する必要があります。

### 掛金種類(1 口当りの加入口数制限)

☆月 払・・・1 口 1,000 円 (掛金には 1 口当り 5 円の団体事務費が含まれています。)

☆半年払・・・1 口 10,000 円 (掛金には 1 口当り 50 円の団体事務費が含まれています。)

※半年払のみの加入はできません。必ず月払へ加入下さい。

※加入口数を減少する場合、月払口数 1 口は継続が必要です。

### 給付金お支払事由／お受取方法(給付金額は給付額試算表を参照下さい)

☆年金 : 年齢満 70 歳に到達した場合、または、加入 10 年以上かつ年齢満 55 歳以上で脱退した場合、給付額試算表の年金のいずれかを選択の上支払われます。

※年金種類は、10 年確定年金、15 年確定年金、15 年保証期間付終身年金の中からいずれか一種類を選択下さい。

※確定年金・保証期間はそれぞれの年数、加入者の生死にかかわらず年金が支払われ、保証期間経過後の終身年金は、本人が生存の限り年金が支払われます。

※年齢満 60 歳未満で脱退した場合は 15 年保証期間付終身年金のみの選択となります。

※年金の受取開始を最大 10 年間、繰り延べることもできます。(繰延期間中は掛金の払込は取り扱えません)

☆一時金 : 年金の受給資格取得前に脱退した場合、または年金に代えて一時金を選択した場合、給付額試算表の一時金が支払われます。

☆遺族一時金 : 加入期間中に死亡した場合、給付額試算表の一時金に【月払口数×1,000 円】および【半年払口数×10,000 円】を加算した額が支払われます。

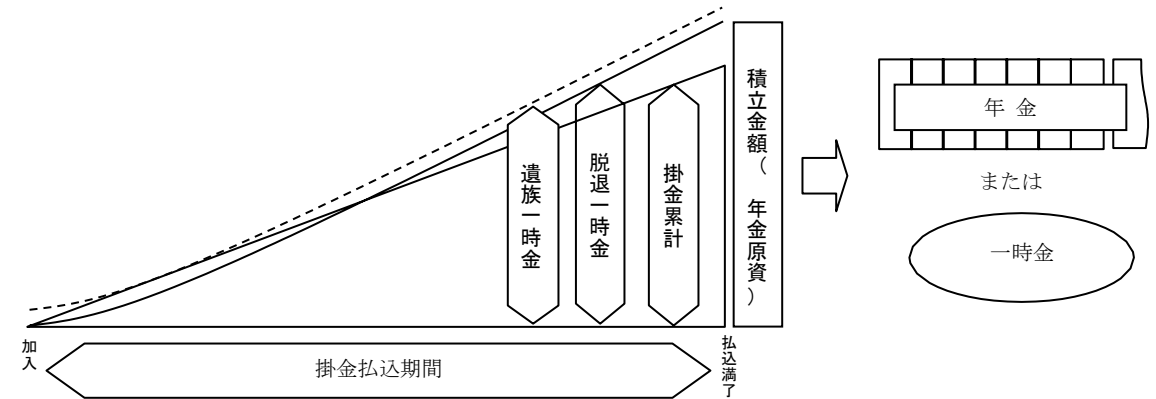
### 給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は加入者本人となります。

なお、本人死亡の場合には労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

ただし、同順位の者が 2 名以上となる場合には、その最年長者を代表者として、その者に給付金を支払います。

## < 仕組図 >



## < 給付額試算表 >

月払 10 口 1 万円についての概算

単位：円

年数	掛金累計	一時金	年金月額		
			10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期間付終身年金
1 年	120,000	約 117,600	約 1,030	約 710	約 470
2 年	240,000	236,300	2,070	1,420	950
3 年	360,000	356,200	3,120	2,150	1,430
5 年	600,000	599,400	5,260	3,620	2,410
7 年	840,000	847,300	7,440	5,110	3,410
10 年	1,200,000	1,228,200	10,780	7,410	4,940
15 年	1,800,000	1,887,800	16,580	11,400	7,590
20 年	2,400,000	2,579,800	22,660	15,580	10,380

半年払 2 口 2 万円についての概算

単位：円

年数	掛金累計	一時金	年金月額		
			10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期間付終身年金
1 年	40,000	約 39,220	約 340	約 230	約 150
2 年	80,000	78,820	690	470	310
3 年	120,000	118,800	1,040	710	470
5 年	200,000	199,910	1,750	1,200	800
7 年	280,000	282,600	2,480	1,700	1,130
10 年	400,000	409,630	3,590	2,470	1,640
15 年	600,000	629,640	5,530	3,800	2,530
20 年	800,000	860,440	7,550	5,190	3,460

※給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

・試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 月払 3,060 口、半年払 520 口を常に維持していること。

(2) 加入者全員の保険料が払込期日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の金額は、引受保険会社の予定利率および引受割合(2021 年 2 月 1 日時点)に基づき計算しております。

・年の途中で脱退または死亡したときは、月単位で計算された金額が支払われます。

・年金は毎年 1・4・7・10 月の各 10 日に直前 3 ヶ月分がまとめて支払われます。

・給付額試算表の金額には、配当金を加算しておりません。

・毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

・年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

・15 年保証期間付終身年金の年金月額、男性 60 歳年金開始の場合の金額です。